

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 29 日現在

機関番号：17101

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531068

研究課題名(和文) 学校の危機管理力向上を目的とした教員のリスク認知に関する総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive Study on the Risk Awareness of Teaching Staff or the Purpose of Improvement of Schools' Risk Management Ability

研究代表者

河内 祥子 (kawachi, shoko)

福岡教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：70452703

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：第一に、教員のリスク認知に関して、公立学校新規採用教職員に対するアンケート調査からは、学校で発生する事故についての大きなイメージは把握していること等が明らかとなった。第二に、戦後の学校における事件・事故に関する判例を分析したところ、教育活動中の事故に関しては、学校側に求められる注意義務として、教員の無作為(離席や見過ごし)、子どもの特性に応じた指導、教具等の利用に応じた指導等が争点となる傾向が見られた。

研究成果の概要(英文)：Firstly, this paper conducted a questionnaire survey for the teaching staff newly adopted for public schools on their awareness for the risk surrounding teachers, and clarified that they held a broad image against accidents occurring at schools. Secondly, this paper analyzed the judicial precedents on affairs and accidents at schools after World War II, especially on the accidents during teaching activities, and found that the following items tended to become the points of dispute as the duty of care demanded for school side: (1) negligence of teachers (leaving seat, or oversight), (2) guidance according to the individual characteristics of children, and (3) guidance according to the usage of teaching tools and the like.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教育法規 危機管理 学校経営 学校事故 教育裁判

1. 研究開始当初の背景

近年、学校の法化現象が進行し、学校事故が訴訟問題化する傾向が指摘されている。このような中で、学校の危機管理及びリスクマネジメントに関する理論の確立はもちろんのこと、同時に学校現場における危機管理力の向上のための学校経営改善が求められている。これまで学校の危機管理及びリスクマネジメントに関連した研究としては、いじめや学校事故等に関して個別の判例分析や不審者や災害への具体的対応に関する実践研究が中心であった。つまり、学校経営及び教育制度的側面からの研究は、あまり注目されてこなかった。そのため、学校の危機管理に対する統括的な視点からの判例分析及びリスクマネジメントの観点からの実証分析の蓄積が不足している。

一方、社会心理学においては、生物学的要因や社会的要因等によるリスク認知への影響に関する研究等が進んでいるが、研究対象は犯罪等の社会問題や自然災害に関するものが多く、これらの研究手法を用いた学校事故に関するリスク認知研究は、ほとんど行われていない。

2. 研究の目的

このような学術的背景と社会動向をふまえ、教育学及び社会心理学、危機管理学の狭間に存在し、対象とされることが少なかった学校現場の危機管理の在り方について教職員のリスク認知とその要因等について調査することで、複眼的視点から分析、検証、考察する。また、代表的な裁判例を収集し、学校における危機管理体制の在り方について分析を進めることを目的としている。

3. 研究の方法

第一に社会心理学等の関連分野におけるリスク認知や認知バイアスに関連する先行研究の整理を行い、エラーに対する人間の基本的特性について整理を行った。

第二に、九州地方のA市において、採用後数ヶ月という状況で新鮮な感覚及び問題意識を有していると思われる公立小・中学校の新規採用教職員を対象に行った調査結果を整理し、A市の新規採用教職員の教育裁判に関する意識や、学校における児童・生徒を対象とした主なリスクの発生数及び頻度に対する認識について分析した。

第三に裁判例を収集、分析し、学校事故の類型化を行った。代表的な判決例については、質的な分析を行い学校に求められている対応等について検討した。

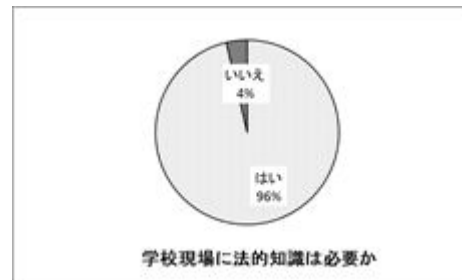
4. 研究成果

本研究においては、社会心理学等の関連分野におけるリスク認知や認知バイアスに関連する先行研究の整理を行い、エラーに対する人間の基本的特性について整理を行いつつ、主として(1)公立小・中学校の教職員に

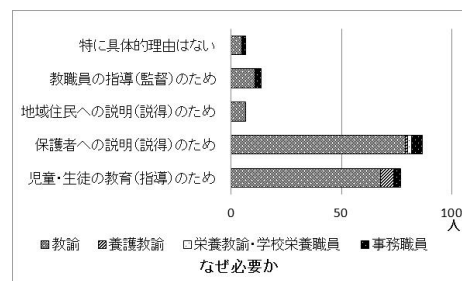
対するアンケート調査の計量分析と、(2)学校事故に関係する裁判例を収集し、質的な分析を行った。

(1) 公立小・中学校の教職員に対するアンケート調査の計量分析

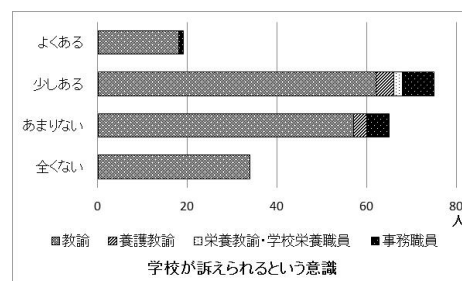
A市内の公立小・中学校の新規採用教職員193名に対し、アンケート調査を実施した(教諭171人(88.6%)、事務職員13人(6.7%)、養護教諭7人(3.6%)、栄養教諭・学校栄養職員2人(1%))。所属校は、小学校129人(66.8%)、中学校64人(33.2%)であった。



「学校現場に法的知識は必要か」という質問に対しては、「はい」と回答したのは185人(96%)である。多くの教職員が法的知識は必要であると認識していることが分かる。より詳しくみると、「いいえ」と答えた7人は、全て教諭であり、配属校をみると小学校6人、中学校1人であった。

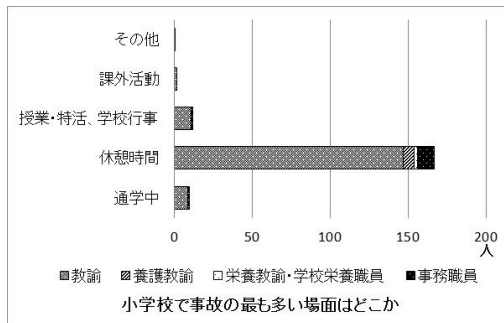


なぜ必要かという質問に対しては、「保護者への説明(説得)のため」と答える者が87人(45%)と最も多く、続いて「児童・生徒の教育(指導)のため」が77人(40%)となっている。学校における様々な教育活動を行う上で、法的根拠などを示しつつ保護者等との間で合意形成を図る機会が増えているということであろう。なお、職種によって顕著な差異は見受けられなかった。

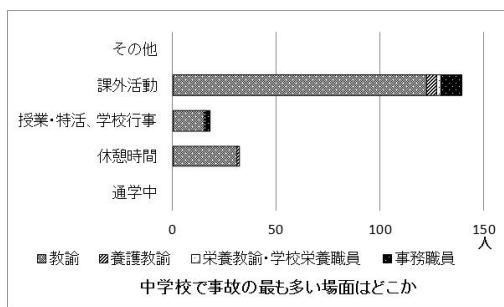


「児童・生徒や保護者との対応において学校(教職員)が裁判所に訴えられることを意識することはあるか」とたずねたところ、「よ

くある」が 19 人 (10%), 「少しある」が 75 人 (39%), 「あまりない」が 65 人 (34%), 「全くない」が 34 人 (18%) となっており, 半数以上が「全くない」「あまりない」と回答しており, 教育活動における法的トラブルをどちらかといえば遠い存在と捉えているといえよう。なお, 職種による顕著な差異は見受けられなかった。

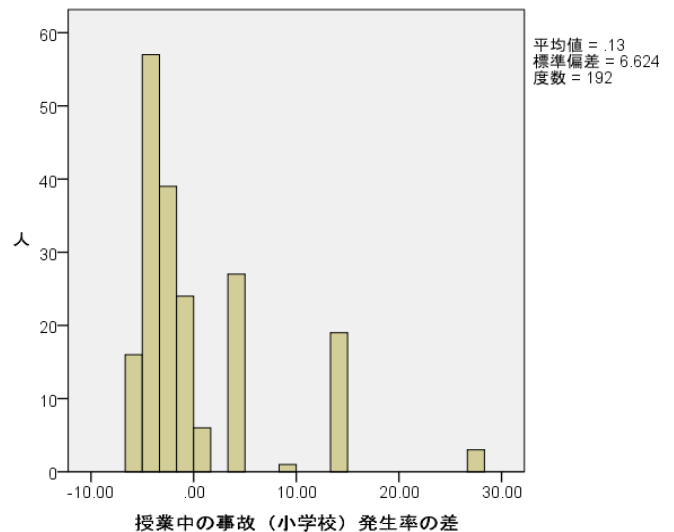


小学校において児童の事故が多い場面をたずねたところ, 休憩時間との回答が最も多く 167 人 (87%) である。独立行政法人日本スポーツ振興センターによれば 2011 (平成 23) 年度に医療費の給付を行った負傷・疾病のうち小学校では, 「休憩時間」における発生が 49.5% と最も多くなっており, 続いて授業・特活, 学校行事等の教育課程における発生が挙げられている。ここから, 9 割近い教職員が小学校における事故の大きなイメージを把握しているといえる。なお, 職種によって顕著な差異は見受けられなかった。

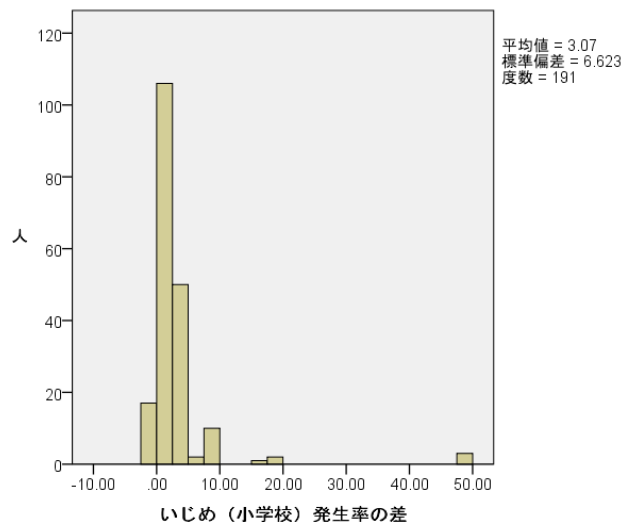


同様に中学校において生徒の事故が多い場面をたずねると, 課外活動と回答したものが 139 人 (74%) であった。独立行政法人日本スポーツ振興センターの調査によれば, 中学校では, 「課外活動」が 50.8% と最も多くなっている。またそのほとんどは「体育的部活動」によるものである。中学校の事故については, 7 割程度の教職員がおおまかなイメージを把握している。

上記の調査結果から, 小・中学校ともに事故が起きやすい場面については, 所属校を問わず多くの教職員が正しく把握しているとみることができる。



一方, 小学校において, 授業中の事故が 1 年間に何人に一人の割合で発生していると考えているかをたずねた。なお, ここでいう授業中の事故 (小学校) は, 独立行政法人日本スポーツ振興センターの調査で把握できるものとした。独立行政法人日本スポーツ振興センターの調査から 2011 (平成 23) 年度の小学校における授業中の事故 (死亡・障害・負傷・疾病) は, 417,392 件であった。災害共済給付制度加入者数から算出したところ, 小学校における授業中の事故の発生は 17 人に一人の割合 (発生率 5.88%) であった。教職員が予測した割合から出した発生率と独立行政法人日本スポーツ振興センターの調査における発生率の差を算出すると, 最大値 27.45, 最小値 5.78, 中央値 2.55 となっており, 独立行政法人日本スポーツ振興センターの調査より少なく認識する傾向がみられた。



これに対し, 小学校において, いじめが 1 年間に何人に一人の割合で発生していると考えているかをたずねその発生率を出した。なお, 文部科学省の調査によれば, 2011 (平成 23) 年度のいじめ (小学校) は, 33,124 件であった。なお, 学校基本統計より児童総

数(平成23年度)を出して算出したところ、いじめの発生は208人に一人の割合(発生率0.48%)であった。教職員が予測した割合から出した発生率と文部科学省の調査における発生率の差を算出したところ、最大値49.52,最小値0.38,中央値1.52となっており、文部科学省の調査結果より多く認識する傾向がみられた。

これらの調査から、学校で発生する事故については、大まかなイメージは把握していることを確認することができた。また、いじめや体罰といった発生数の比較的少ない事象については、文部科学省等の調査結果数よりも過大に認識しているが、授業中の事故、部活動中の事故といった発生数の多い事象に関しては過小に認識していることがあきらかとなった。

なお、参考までに社会人を対象に、学校における様々リスク事象に対する認知についてWEB調査を行った(植村善太郎,河内祥子「学校における様々なリスク事象に対する認知 - 社会人を対象としたWEB調査データからの検討 -」(日本教育心理学会報告予定2014年11月))

(2) 学校事故に関係する裁判例

戦後の学校事故に関する判決を分析したところ、教育活動中の事故に関しては、学校側に求められる注意義務として、「子ども」の特性に応じた指導(静岡地方裁判所富士支部判決平成2年3月6日等)、教員の無作為(離席や見過ごし)(京都地方裁判所判決平成8年8月22日等)、「道具」の利用に関する指導(東京地方裁判所判決八王子支部平成13年9月27日等)が争点となる傾向が見られた。なお、「道具」に関しては、「公の营造物」に対する管理者の設置管理上の瑕疵が問われることもある。たとえば、清掃時間中、生徒らがホッケー遊びをしていた際、スティック代わりにしていた自在ほうきの柄から先端部分が外れ、それがあたった生徒が左眼球破裂等の傷害を負った事案において、裁判所は、自在ほうきは「清掃に使用されるだけでなく、毎日の清掃の過程で生徒がふざけ合っているときには振り回されたり、乱暴に投げ出されたり、あるいは本件のように教師の目を盗んで清掃以外の遊びに使われ、振り回されるなどしてそこに相当の衝撃が加えられることがあることも充分予測できたというべき」であるとし、学校側の賠償責任を認めた(東京高等裁判所判決平成5年8月31日)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者,研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

河内祥子,植村善太郎「教職員の法的知識がリスク認知に及ぼす影響 - 新規採用教員への調査を中心として -」『スクー

ル・コンプライアンス研究』,査読有,2号,2014年,81-92頁

河内祥子「体育館天井からの転落と損害賠償責任」『学校事務』,査読無,65巻6号,2014年,60-64頁

河内祥子「清掃中の生徒の事故と損害賠償責任」『学校事務』,査読無,63巻8号,2012年,50-55頁

[学会発表](計2件)

河内祥子「学校教職員の事故等のトラブルに対するリスク認知に関する一考察 - 新規採用教員(A市)への調査を中心に」日本教育制度学会,2013年11月6日,筑波大学

河内祥子「学校管理下の事故における裁判例の分析 - 授業時間の事例を中心に -」日本教育制度学会,2012年11月17日,岡山大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河内 祥子 (KAWACHI SHOKO)
福岡教育大学・教育学部・准教授
研究者番号: 70452703

(2) 研究分担者

植村 善太郎 (UEMURA ZENTARO)
福岡教育大学・教育学部・准教授
研究者番号: 20340367